

「商用使用」、「物販使用」申請手続きの流れ

「商用使用」、「物販使用(販売するとき)」する場合は、以下のとおり申請してください。

1. 以下の必要書類を提出してください。

①守谷市PR事業者登録申請書

+ 添付書類: 申請者の概要が分かるもの
その他参考資料

②守谷イメージ画使用申請書

+ 添付書類: 使用物件のイメージ図(著作権、承認番号の表記位置も明示すること)
その他参考資料

→ 承認番号は物販使用の場合のみ

申請後、「守谷市PR事業者登録承認通知書」及び
「守谷イメージ画使用承認通知書」が届いたら…

2. 「守谷イメージ画使用取扱要綱」及び「守谷イメージ画デザインマニュアル」に沿って、
正しく使用してください。

留意事項

使用点数に関わらず、使用するイラストの近くに、必ず以下のとおり**著作権や承認番号の表記**を
してください。イラスト付近に配置できない場合は、イラストを使用する面の任意の場所または
裏面に配置してください。

商用使用: 「©2020 守谷市」または「©2020MORIYACITY」

物販使用: 「©2020 守谷市#〇」または「©2020MORIYACITY#〇」

↑ 承認番号を記載 ↓

※「承認番号」は、使用承認通知書に記載。

3. 守谷イメージ画を使用した完成品の写真またはサンプル品を提出してください(返却しません)。

「物販使用」の場合は…

物販使用の場合は、「守谷イメージ画使用物件販売実績報告書」を年に1回※提出してください。

※年度中の販売実績を、翌年度の5月末まで(販売を終了した場合は2カ月以内)に提出。

>> 有効期間について <<

承認された年度の翌々年度の3月31日まで

(例) 2025年1月1日に承認を受けた場合 ⇒ 有効期間は2027年3月31日まで

2025年5月1日に承認を受けた場合 ⇒ 有効期間は2028年3月31日まで

※有効期間が終了した場合は、再度申請が必要となります。

※申請内容が変更した場合は、変更申請が必要です(詳細はお問い合わせください)。